

ふるさと納税を見直す

伊集 守直 横浜国立大学経済学部教授

2008年度に導入された「ふるさと納税」(寄付金控除)制度は、とくに2015年度以降に規模が拡大してきた。2021年度の実績は、受入額が約8,302億円、受入件数4,447万件となっており、2022年度についてはさらに金額が増加することが見込まれている。加えて、2016年度からは地方自治体が行う地方創生の取組みに企業の寄付について法人関係税を税額控除する「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」が導入されている。

ふるさと納税による寄付金額は地方自治体全体の地方税額や地方交付税額から見れば限定的な規模ではあるものの、一部の団体では歳入に占める寄付額が極端に大きくなるケースが見られる。反対に、大都市部の団体では税の流出額が大きくなっていることから、その流出額の一部を地方交付税によって補填する対応が取られる現状が各種の報道によっても知られるようになっている。

総務省のふるさと納税ポータルサイトには、ふるさと納税の意義として、納税者の税に対する意識が高まることや、地域を応援することができること、自治体間競争を通じて地域のあり方を考えるきっかけとなることが挙げられている。寄付金額や受入件数の増加にともなって制度を活用する国民や企業が増えているのは事実であるが、それがふるさと納税の趣旨と合致しているのか、あるいは、そもそもこの制度を導入するに至った背景にある自治体財政の課題への対応に結びついているのかという視点からは、いま一度、この制度のあり方について批判的に検討しておく必要があると考えられる。

返礼品を通じた寄付獲得競争やメディアを通じた広告等が引き続き過熱する現状において、地域産品の開発や販売促進などを通じた地域活性化の有効な手段とする意見がある一方で、制度設計自体が地方自治・地方財政上の大きな問題をもたらしているという批判も強い。そこで本特集では、ふるさと納税をめぐる多様な議論の中でも、租財政や地域経済の視点からみた制度の問題点、返礼品競争における自治体の対応と地域経済への影響、ふるさと納税が地方交付税に与える影響、企業版ふるさと納税の意義や課題という論点を抽出したうえで、今後の制度のあり方に関する検討材料を読者に提供したい。

いじゅう もりなお

東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。修士（経済学）。静岡県立大学経営情報学部講師を経て、2011年横浜国立大学経済学部准教授、2018年より現職。

著書に、『財政赤字の国際比較』（分担執筆、岩波書店、2016年）、『地方財政・公会計制度の国際比較』（分担執筆、日本経済評論社、2016年）、『危機と再建の比較財政史』（分担執筆、ミネルヴァ書房、2013年）など。

租税論、地方財政、地域経済からみる ふるさと納税の問題点

吉弘 憲介

桃山学院大学経済学部教授

はじめに

近代以降、功なし名をなした人々が、自らを育ってくれた故郷に寄付を行うことは、決して珍しいことではなかった。人口減少によって疲弊する地元への恩返しにと寄付する人々を支える、ふるさと納税はそのような近代日本における一種の保守的な思想から始まったものといえるだろう。しかし、制度が始まって15年が経過する中で、ふるさと納税は当初考えられてきた思想とかけ離れた実態となりつつある。

問題の根幹は、納税者が自由に寄付先を選択可能であることと、寄付額の3割を上限に様々なお礼の品（返礼品）を受け取れることに起因している。返礼品を巡って、自治体では不祥事や刑事事件も発生している¹。

本稿では、ふるさと納税が持つ理論的、実態的

な問題を整理するとともに、本制度をどのような形で改革すべきか検討する。

税の原理原則に反するふるさと納税

ふるさと納税は「納税」という言葉を冠しているが、実態の仕組みは「寄付金控除」である。自分が住んでいない都道府県市区町村に対する寄付行為について、寄付金計上年度の所得税からの所得控除（20%）と、寄付金計上翌年度の個人住民税（基本控除10%と特例控除70%）の税額控除によって成り立っている。寄付額から2000円を差し引いた額の30%（上限）が返礼品として受取可能である（佐藤 2021）。

そもそも、寄付と納税には決定的な違いがある。寄付は、自分がもっている金銭や財産を誰にどれだけを渡すかを「選択」できる。一方で、税はいつまでにどれだけを、誰に渡すかという選択や決定権が個人（納税者）はない。

税が人々にとって痛みを感じさせるのは、自由に使えるはずだったお金を、強制的に取り上げられ、使いみちも直接個別に決めることができないためである。ふるさと納税（寄付）は、納税者が居住する自治体から強制的に取り上げられる地方税の一部を、寄付という形で納付先を「選択」すること可能にする。

さらに、ふるさと納税（寄付）は、寄付額に応じて寄付者に様々な返礼品が送られてくる。本来、税金

よしひろ けんすけ

東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。経済学修士。専門分野は財政学、地方財政論、租税政策、地域政策。（財）とっとり地域連携総合研究センター研究員、下関市立大学経済学部准教授、桃山学院大学経済学部准教授を経て、現職。

著書に『現代租税の理論と思想』（有斐閣、2014年、共著）『危機と再建の比較財政史』（ミネルヴァ書房、2013年、共著）『アメリカの近年の資産性所得減税』『グローバル時代の税制改革』（ミネルヴァ書房、2011年、共著）など。

は、個人が支払いに応じて商品やサービスを個別に手に入れることができない。しかし、ふるさと納税(寄付)は、寄付先と寄付額を選ぶことで自分が欲しい返礼品(商品)を手に入れることができる。

税により引き起こされる、自由処分・支払い選択という「消費の喜び」の剥奪を、ふるさと納税(寄付)というシステムは巧妙に回避させてくれる。しかし、消費者としての喜びを回復させることは、総務省が掲げるふるさと納税の「税金に対する意識を高める」という目標に反して、租税の原則(租税論)を傷付けるものになっている。

税金とは、共同で財・サービスを購入するために集めた金を入れる「共同の財布」のようなものである。個人が共同の財布である税収から、自由にお金を引き出して商品と交換する行為は、税金という制度の約束事に反している²。個人が共同の財布(税)からお金を引き出せるならば、共同で必要な財・サービスを満たすお金をあつめることはできないだろう。

実際、ふるさと納税によって少なくない財源が流出する自治体にとっては、本来行う予定だった様々な公共サービスの水準に影響がでているとされる³。ふるさと納税による寄付額が増加するということは、税金という「共同の財布」により行われるはずだった「未来への投資」を減らすことに他ならない。

また、ふるさと納税によって生じる税の逆進性も、租税の(垂直的)公平性を傷付けている。累進所得税を採用する国では、一般に高額所得者ほど税負担が重い。ふるさと納税の税額控除は定率のため(納)税額の大きさによって適用される控除の額が大きくなる。

実際、ふるさと納税の利用率は所得が増えるに従って上昇するという調査結果もある(岩崎2022)。ふるさと納税(寄付)は制度を通じて所得が多い納税者ほど得をする制度であることは、理屈上も実態上も明らかである。

民主主義の根幹である税を個人の消費に替えてしまう点、制度そのものが税の逆進性を強める点から、ふるさと納税は税の原則に反する制度となって

いる。

ふるさと納税が地方財政に与える問題

納税者にとって、ふるさと納税(寄付)が、真の納税と比較して、逃れがたい魅力を持っていることはすでに指摘した。一方、寄付を受け取る地方財政にとって、ふるさと納税(寄付)は、税など他の財源と比較してデメリットのある制度になっている。これは、ふるさと納税によって税収が減る団体ではもちろんだが、増収する団体にとっても望ましいものではないことを説明していく。

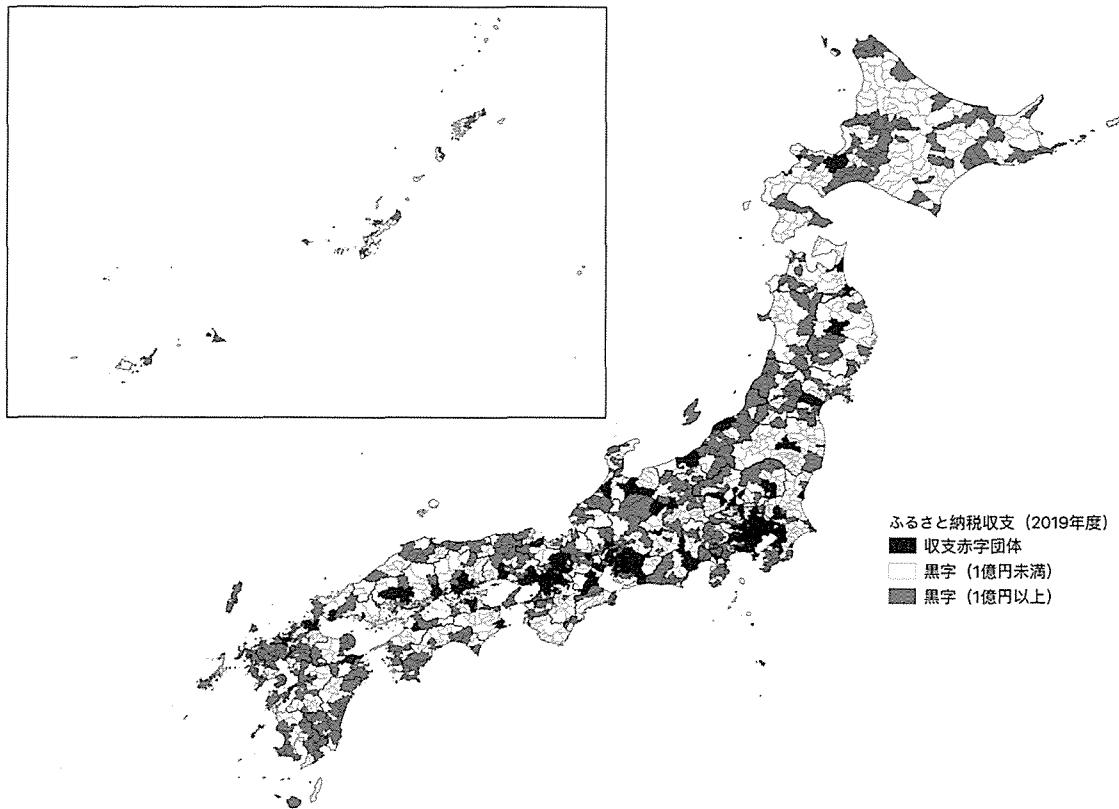
そもそも、ふるさと納税制度によって財源を集めめる方法は、課税という手段と比較して効率が悪い。代償物を直接に請求されない課税に対して、ふるさと納税は(魅力的な)返礼品を送らない限り金を集めることができないからである。

さらに、読売新聞が報じているように、自治体が独力でふるさと納税制度を通じて寄付金を集めることは難しく、いくつものオンラインプラットフォームに登録しなくてはならない。返礼品の返送コストも、物流コストの上昇にともなって大きな負担となっている(読売新聞社2023年2月16日)。つまり、ふるさと納税は「真の納税」と比較して、同じ額の歳入を手に入れるために高いコストが必要になる。

総務省はふるさと納税による過剰な競争を抑制する名目で、返礼品のコストを寄付額の3割、返礼品コストを含めた寄付に対する事務手数料等を含めた総コストを寄付額の5割に制限している。実際、2021年の時点で、ふるさと納税のコストは寄付額全体の47%にのぼり、ほぼ上限に張り付いている。ふるさと納税は、普通の税収であれば10割入っていた歳入を、わざわざ5割に目減りさせて歳入に組み入れていることなる。

また、使途が基本的に自由なはずの税収に対して、ふるさと納税は支出内容に対して寄付者からの要望を取り入れている。例えば、社会保障や教育、地域活性化など、比較的広い領域を選ぶものから、個別のプロジェクトそのものへの支出に紐づくものまで様々である。地域外の寄付者によって、自治体

図1 ふるさと納税の地方財政収入の純収支



(出所) 総務省ホームページ『ふるさと納税ポータルサイト：関連資料』及び国土交通省ホームページ『国土数値情報ダウンロードサービス』より
筆者作成。
(注) 純収支は、当該年度のふるさと納税寄付金收入から当該年度の住民税控除額を交付団体ならその25%を、不交付団体なら100%を除して、当該年度のふるさと納税に対する経費を除したもの。

の歳出の自由度が低下することになる。

地方財政全体で見ればデメリットしかないふるさと納税制度に、地方自治体が積極的に参入するのは何故なのだろうか。次に、ふるさと納税制度を通じた自治体のネットの歳入増減と、近年の地方財政の財源保障の不安定化からその理由を考察していく。

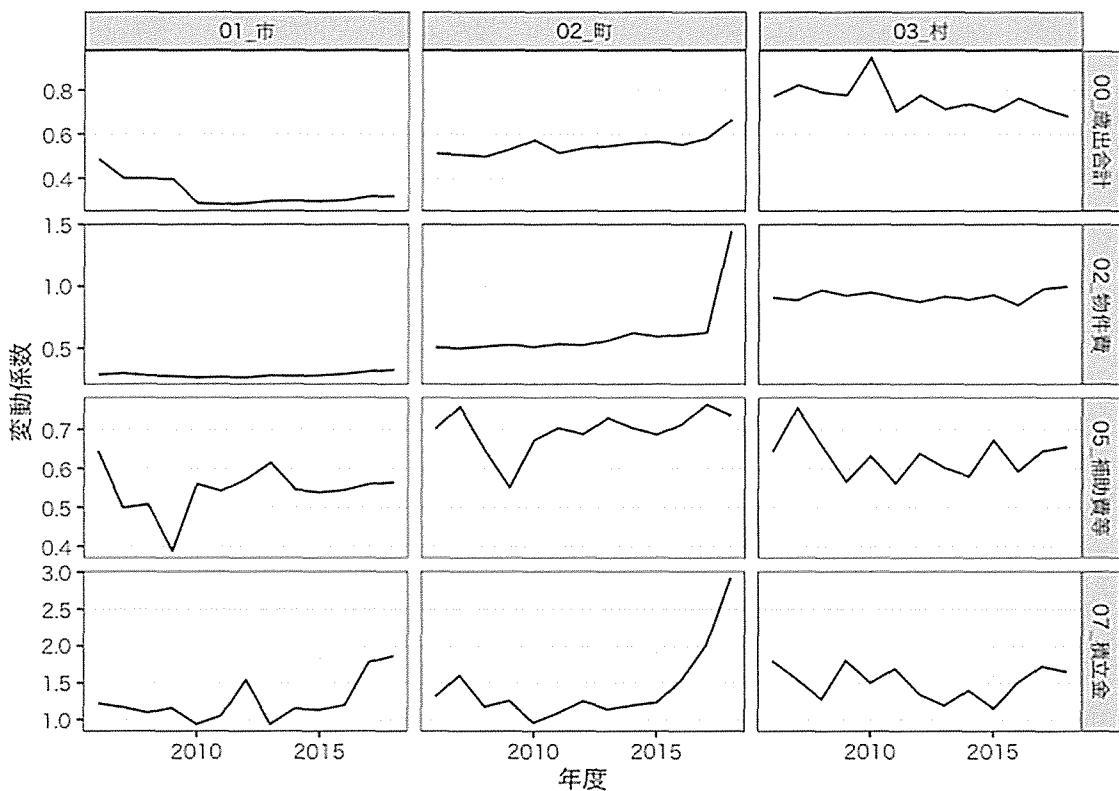
ふるさと納税は、全体でみると歳入を減らす行為になっているが、個別の自治体でみると、出していく税収と入ってくる寄付金の差分によって勝ち組と負け組が生じる。ふるさと納税によって、各自治体から流出する税収のうち、地方交付税を受け取る団体は流出税収の75%が交付金を通じて国から財源が補填される。地方交付税を受け取れない不交付団体及び、地方交付税の枠組みにない特別区（東京23区）は、補填の仕組みがないため全額が減収となる。

2019年度の統計を使って試算を行うと、ふるさと納税制度を通じて、歳入が純減する市町村は全体の17%に上る。図1はふるさと納税制度を通じた各自治体の歳入への影響額を地図で表現したものである。マイナスを計上した自治体の多くが、東京や名古屋、大阪周辺の都市部にあることがわかる。

市町村の多くがネットではプラスの歳入を得ている一方、都市部の大多数は巨額の税収の流出に苦しんでいる。実際、ふるさと納税による控除額（自治体からの税収流出額に相当）は、上位10%の市町村で全体の80%が占められている。

経済力が比較的高い都市部といえども、50億円～100億円と言った財源が消える影響は小さくない。例えば、川崎市の2019年度における保育所拡充予算は15億円であったが、同年度のふるさと納税による純粹減収額は53億円に上る。保育所

図2 2006年度から2018年度の市区町村の性質別歳出の一人あたり額の変動係数



(出所) 総務省統計局e-Stat『地方財政統計調査 市町村分 性質別経費の状況(統計表ID:0003172927)』及び『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』より筆者作成。

(注) 変動係数は、各項目について全市区町村の一人あたり歳出の標準偏差を同様の平均値で除して算出した。なお、東北地方については2011年の東日本大震災と復興予算の影響を除外するために計算から除いている。

拡充のための予算の3倍から4倍の税収が消えて いることになる。

都市部でネットでの減収が確認される一方で、8割以上の自治体ではふるさと納税に関するコストを払っても増収が達成される。50億円を超える収入を集める団体もあれば、10万円以下の団体もあるが、少なくとも地方自治体の多くにとって、ふるさと納税は歳入を増やす手段として機能している。しかし、市町村がふるさと納税のようなコストの掛かる手段で歳入を確保する必要性は本来、日本の地方財政においては小さいはずであった。それは、各市区町村が住民に対して最低限のサービスを供給できるように、地方交付税制度を通じて財政需要に基づく財源保障が講じられてきたからでもある。

2000年代に入り、地方財政の構造改革が進められる中で、地方財政のミクロの財源保証は、度々危機にひんしてきただ。その結果、地方財政が単年度

の安定性を確保することや、自主的な財政運営の自由度を得ることが難しくなっていった。

地方自治体へのミクロの財源保証が揺らぐことで、ふるさと納税は個別の市町村にとって数少ない歳入増を達成する手段となっていく。しかし、不安によって集められた財源は、必ずしも地方財政において有効に活用されているとはいえない。

それを端的に示すのが、地方財政における基金繰入の不稳定性の上昇である（図2参照）。単年度に集める歳入の1.5倍近い寄付金を集めている団体もある中で、集まった財源の多くが自治体の貯金である基金に積み立てられている。もともと、必要な支出のために集められた税収が、他の団体に偏った形で移転し、さらに基金の形で死蔵されてしまうことは、ある地域から奪った未来の投資を死んだ金に替えててしまうこととなる。

地方財政の理論からも実態からも、ふるさと納税

制度を通じた財源の奪い合い競争は、個別自治体の枠を超えて、国の未来そのものを貧しくする危険性を持っている。

ふるさと納税は地域経済の活性化に資するのか

最後に、ふるさと納税についてしばしば語られる地域経済活性化の観点について検討しておく。

ふるさと納税を擁護する人々は、ふるさと納税が地域の商品の開発や販路を拡大することに役立っていることを主張する。しかし、本来商品とは「市場」を通じて欲しい人が購入することで健全に分配される。

ふるさと納税は事実上、自分が納めた税金を使って商品を受け取る行為なので、市場取引とはことなる「いびつな取引」を作り出している。このような「いびつな取引」は、市場取引によって適切に伝わるはずだった消費者の需要と生産者の供給の関係、それによる商品価格の決定を搅乱することが予想される。

ふるさと納税という下駄を履いた取引に対して行う商品開発が、市場取引に対して行うべき商品開発への努力を損なう可能性も否定できない。健全な競争が必要とされる市場経済において、ふるさと納税という「別の市場」が与える影響を考えると、それが本当の意味で地域経済のためになっているのかについては、警戒感を持って評価する必要がある⁴。

消費者の側からみても、ふるさと納税は本来、必要な商品を購入する支出を減少させる可能性がある。購入したい商品があれば、自らの所得や貯蓄を使うよりもふるさと納税の返礼品という形で受け取ることで、実質的な支出を伴わずに商品を手に入れることができる。その結果、本来であれば支出されていたはずの貨幣は、個人の貯蓄となってしまいマクロ経済全体では市場を冷やすことになりかねない。

最初にも述べたように、高額所得者ほどふるさと納税による返礼品を多く手に入れられる点からみ

て、公平性の面からも同制度には問題がある。

地域経済のみならず、日本経済全体の健全性という観点からも、ふるさと納税が経済学の理論上、望ましくないのはここからも明らかであろう⁵。

改革の方向性

以上、ふるさと納税(寄付)が、税の原則に反し、地方財政を攪乱させ、地域経済や日本経済に対して望ましからざる影響を及ぼす可能性について整理してきた。

それでは、今後、ふるさと納税制度をどのように変えていくべきなのか。端的にいえば、問題点のある制度は、廃止することが望ましい。しかし、ふるさと納税を軸に様々な経済主体が活動している現状で、制度を唐突に廃止することは実態上難しい。

ふるさと納税が生じさせている問題を少しでも低減させ、各主体が合理的に行動した結果、ふるさと納税の寄付額が徐々に縮小していくような方法が必要となる。ここで指摘したいのは、公平性と操作可能性の2点からの改革である。

1) ふるさと納税の特例税額控除を段階的に廃止する。

ふるさと納税制度による寄付金控除は、特例措置により現在、一般の寄付金控除よりも有利な制度となっている。制度的公平性を図る意味でも、特例税額控除を段階的に廃止していくべきである(橋本・鈴木 2016, pp.36-37)。

2) 自治体が集める寄付金総額に上限を設定する。

現在、ふるさと納税(寄付)を集める側の自治体には、寄付金の上限が設定されていない。そのため、青天井で寄付を集めることができる。しかし、集めすぎた財源は、結局、基金に積み立てられてしまう。

この問題を解決する上で、各自治体が準備できる返礼品や集められる寄付額を、標準財政規模の一定割合に紐付けるといった措置が考えら

れる。上限があれば、各自治体への寄付の競争は平準化されると同時に、寄付できる額そのものが地方財政規模の一定割合の中でコントロールできるため、寄付金が過剰に累積するといった問題を回避できる。

以上の改革と同時に、地方自治体のミクロの財源保障を安定化させることで、ふるさと納税といった手段で財源を奪い合わなければならぬ状態を解消していくことも必要である。自治体間で財源を奪い合うことで、結果的に全体が貧しくなるという「悪い均衡」から、競争をコントロールし、地方財政を我々が生きていく上で必要な公共サービスを担う主体として再生することこそが、この国の未来の子どもたちに残すべき真の公的制度のあり方であろう。■

《注》

- 1 例えば、高知県奈半利町ではふるさと納税を巡って汚職事件が発生し、当時の町課長補佐らが実刑判決を受けている。
- 2 一般報償性、ないし無償性の原理に反している。詳しくは、神野（2021）p.148を参照。

- 3 例えば、東京都世田谷区の流出額は、小学校2校分の建設費に相当するなどが報道されている（東京新聞社 2023年2月20日）。
- 4 別所（2017、pp.82-83）も同様の指摘を行っている。
- 5 例えば、ふるさと納税のコストと同額である4000億円を、地域経済の活性化名目で商品の買い上げるに使う場合、経済学や一般国民からは強い反対を引き起こすであろう。ふるさと納税は、制度上はほぼ同様の政策でありながら、こうした批判から巧妙に守られている。

《参考文献》

- 岩崎敬子（2022）「ニッセイ基礎研究所レポート ふるさと納税をしない理由」(<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=70650?pno=2&site=nli>)（最終閲覧日：2023年3月28日）。
- 佐藤良（2021）「ふるさと納税の現状と課題－返礼品競争の対応と残された課題－」『調査と情報』第1147号。
- 神野直彦（2021）『改訂 財政学』有斐閣。
- 東京新聞社「ふるさと納税 東京23区からも返礼品攻勢 区民税流出、計708億円「背に腹は代えられない…」（2023年2月20日刊）
- 橋下恭之・鈴木善充（2016）「ふるさと納税の現状と課題」『会計検査研究』No.54、pp.13-38。
- 別所俊一郎（2017）「経済学的に考える地方財政の格差はいかに是正されるべきか（特集－ふるさと納税の本末転倒）」『中央公論』2017年3月号、pp.76-83。
- 読売新聞社「ふるさと納税 返礼品経費138市町村超過」（2023年2月16日刊）



返礼品競争と地方自治体の行動

小川 顕正

新潟大学経済科学部准教授

ふるさと納税制度の現状

「《数量限定》先行予約 シャインマスカット 2~3房 1.6kg 九州産」、「さがみのり20kg (5kg×4袋)」、「《合計4kg !!》九州産 豚こま切れ 4kg (500g×8パック)」。「お得感」をこれでもかと強調するような宣伝文句が並ぶが、これらはふるさと納税サイト「ふるなび」の総合人気ランキング(2023年3月16日から4月15日まで)¹に掲載されているものである。いずれも佐賀県上峰町の返礼品で、寄附金額は10,000円である。ちなみに、同ランキングでは、「シャインマスカット」が1位、「さがみのり」が2位、「豚こま切れ」が5位であった。総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和4年度実施）」によれば、佐賀県上峰町は「令和3年度におけるふるさと納税受入額の多い20団体」に入っている。表1は、総務省の「現況調査結果」とふるさと納税サイト「ふるなび」における返礼品の人気ランキングを比較したものである。これによると、「ふるさと納税受入額の多い20団体」の多くが返礼品の人気ラン

キングと重複していることがわかる。また、食品(米・肉・魚・果物)の人気の高さもうかがえる。つまり、このような人気の高い返礼品を用意できるかどうかが、ふるさと納税制度を通じた寄附を集める上では重要であると言えよう。

しかし、この現状はふるさと納税制度の創設当初に想定されていたものとは大きく異なる。ふるさと納税制度は、2007年10月に公表された総務省「ふるさと納税研究会報告書」に基づいている。同報告書の冒頭には、多くの国民が地方で地方公共サービスを受けて育つものの、ひとたび進学や就職を機に都会に出てしまえば、もはや地方に納税することはないことから、「自分を育んでくれた『ふるさと』に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」という総務大臣の問題提議から「ふるさと納税論議」が始まったことや、地方自治体が寄附を受けるためには「地域の魅力を高めるための継続的な努力、地域における望ましい政治・行政に向けた経営改善努力」が求められることなどが書かれている。こうした考え方は、すでに一部の自治体で広がっていた「寄附による投票条例」とも共通する。2004年6月に長野県泰阜村で施行された「ふるさと思いやり基金条例」は、寄附者が予め示された政策や事業の中から支援したいメニューを選択するものであった²。したがって、ふるさと納税制度の創設当初に想定されていた寄附者のモチベーションはあくまでも利他的なものであり、寄附を受ける自治体が競うべきは政策や事業

おがわ あきのぶ

大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程修了。
博士（国際公共政策）。専門は、公共経済学。古河電気工業株式会社、川崎市議会議員等を経て現職。

著作に『マイナンバーカードの普及に向けた促進策』等。

表1 ふるさと納税受入額と返礼品人気ランキング上位団体

(1)			(2)				
団体名		受入額 (百万円)	受入件数 (件)	団体名	品名	(1)と重複	
北海道	紋別市	15,297	1,105,051	佐賀県	上峰町	米	○
宮崎県	都城市	14,616	695,351	佐賀県	上峰町	シャインマスカット	○
北海道	根室市	14,605	774,308	山梨県	甲府市	シャインマスカット	
北海道	白糠町	12,522	827,301	北海道	紋別市	ホタテ	○
大阪府	泉佐野市	11,347	894,137	佐賀県	上峰町	豚こま切れ	○
宮崎県	都農町	10,945	562,727	北海道	白糠町	ホタテ	○
兵庫県	洲本市	7,842	583,982	福岡県	新宮町	いちご	
福井県	敦賀市	7,722	445,917	佐賀県	みやき町	うなぎ	
山梨県	富士吉田市	7,214	266,946	栃木県	小山市	ボックスティッシュ	
福岡県	飯塚市	6,564	574,043	茨城県	境町	米	○
静岡県	焼津市	6,485	394,060	福岡県	飯塚市	ハンバーグ	○
兵庫県	加西市	6,456	157,040	山梨県	甲州市	桃	
京都府	京都市	6,239	111,469	茨城県	守谷市	缶ビール	
北海道	弟子屈町	5,861	300,490	宮崎県	都城市	牛肉赤身切り落とし	○
鹿児島県	志布志市	5,298	237,917	広島県	呉市	ローストビーフ	
佐賀県	唐津市	5,030	306,525	宮崎県	宮崎市	うなぎ	
茨城県	境町	4,886	289,464	山梨県	富士吉田市	強炭酸水	○
和歌山县	有田市	4,872	404,711	大阪府	泉佐野市	むきえび	○
滋賀県	近江八幡市	4,786	131,550	山形県	上山市	シュークリーム	
佐賀県	上峰町	4,558	286,989	北海道	白糠町	サーモン	○

出所：(1) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和4年度実施)」から「(参考)令和3年度における

ふるさと納税受入額の多い20団体」、

(2)「ふるなび」の「おすすめ総合人気ランキング(月間3/6~4/5)」(2023年4月6日参照)

であった。実際、2013年度のふるさと納税の状況を調べた結果、返礼品を用意せずとも特徴的な寄附メニューを提示することによって名古屋市や大阪市が多くのふるさと納税を集めていることが示されており(橋本・鈴木2016)³、「お得感」を強調した返礼品の宣伝文句が並ぶふるさと納税サイトと比べると隔世の感がある。

ふるさと納税制度が創設当初の趣旨から乖離し始めるのは2014年頃からである。2013年にトラストバンク(現在、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」

を運営)がプラットフォームを開設し、それがメディアを通じて広まると、より多くの寄附を集めるために「地場製品とは言えない家電品を配るといった自治体が出始め、隣が1億円集めたなら我が町もなどと本質を考えない競争が始まった」という⁴。ちなみに、総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」によれば、2013年度のふるさと納税受入額は145.6億円、2014年度は388.5億円、2015年度は1,652.9億円となっており、ふるさと納税サイトの登場により凄まじい勢いで寄附額が増えたこ

とがわかる。その後、総務省が「良識ある行動」を各自治体に繰り返し求めたものの、高額な返礼品や換金性の高い返礼品を送る自治体が後をたたなくなる。そこで、総務省は2019年に地方税法を改正し、返礼品の返礼割合（寄附額に占める返礼品の割合）を3割とすることと、地場産品を返礼品とすることを満たした自治体をふるさと納税制度の対象とし、そうでない自治体を制度の対象から外す措置を講ずることになる。これによって自治体間のいわゆる「返礼品競争」は一定程度抑制されたが、ふるさと納税サイトの宣传文句を見るにつけ、ふるさと納税制度を通じた寄附はもはや返礼品と切り離すことができなくなっている。しかも、「いまだに本当に地場産品と言えるのか疑わしい返礼品を掲載している自治体が見受けられる」という⁵。

誰が返礼品を負担しているのか

「ふるさと納税研究会報告書」には、ふるさと納税の意義として「地方団体間の税収格差の是正」が挙げられている。このことから、X県A市に居住する納税者がY県B市に寄附を行った場合、A市とB市との間で水平的な財源移転が生じるだけという認識に陥る可能性もあるが、その認識は正しくない。まず、ふるさと納税による寄附は、自己負担額2,000円を除いて住民税と国税である所得税から控除される。さらに、寄附によって住民税が減少したX県とA市には国から地方交付税を通じた財政措置がある（不交付団体の場合）。結局、寄附によって生じる控除の多くを国が負担することになる⁶。一方、寄附者は寄附額のうち自己負担額を除いた部分がすべて控除されるだけではなく⁷、寄附額の3割にあたる返礼品を得ることができる。結局のところ、ふるさと納税の現状はもはや寄附などではなく、返礼品購入に対する公的な補助にほかならないのである。

返礼品競争から逃れられない自治体

「ふるさと納税研究会報告書」では、「寄附を集

めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者等に対して個別・直接的な勧誘活動を強く行う」ことに対する懸念を明記し、「各地方団体の良識ある行動を強く期待する」としている。ただ、自治体に自制を求めるのは難しい。返礼品で寄附を募る自治体が一つでも現れれば、同じように返礼品を送らざるを得ない。そうしなければ、税収が流出する一方だからである。つまり自治体は返礼品競争から逃れられないのである。返礼品競争から逃れられない自治体が、どのような戦略的行動をとっているのかを定量的に分析した研究として（深澤2019）と（末松2020）がある⁸。これらの研究では、同一都道府県内の市町村や類似団体を競争相手自治体として設定した分析により、ふるさと納税制度の下で各自治体が競争相手自治体を参照しながら返礼割合を決定する姿が示されている。確かに、妊婦健診への助成額が同一都道府県内の市町村を参照して決定されることを示した研究（別所・宮本2012）や、地方公務員の人事費が類似団体を参照して決定されることを示した研究（山本・林2016）が存在することから、他の政策については競争相手自治体として同一都道府県内の市町村や類似団体を想定することは現実と合致しているのかもしれない。ただ、果たしてふるさと納税の返礼品競争はそのような行政的な区分に縛られるだろうか。本稿の冒頭で示したように、返礼品の人気ランキングは行政的な区分とは全く関係がない。そもそも、寄附者が寄附先を選定する際、もはや返礼品しか顧みられていないのであるから、返礼品競争においては行政的な区分よりも、同じようなカテゴリーの返礼品を用意している自治体を競争相手自治体として想定するほうが現実と合致しているのではないか。そこで、（小川2022）では、各自治体が用意する返礼品が産業構造に依存していると仮定した上で各自治体を農業と漁業の特化係数からグループ分けし、同一グループ内で返礼品競争が行われている可能性について検証した。次節では、この研究について詳しく紹介する。

返礼品競争の実態

まず、総務省統計局「平成27年国勢調査就業状態等基本集計」を用いて、農業と商業の特化係数を求めた。ここでいう特化係数とは、各自治体における全就業者数に占める各産業の就業者の割合を、全国の全就業者数に占める各産業の就業者の割合で除して求めた。次に、農業・漁業それぞれについて特化係数の順位に応じて自治体を4つのグループに分ける。農業第1グループは農業の特化係数が第1四分位以下、農業第2グループは農業の特化係数が第1四分位から中央値まで、農業第3グループは農業の特化係数が中央値から第3四分位まで、農業第4グループは農業の特化係数が第3四分位から第4四分位までとし、漁業も同様である。さらに、農業のグループ分けと漁業のグループ分けをクロスさせ、農業第1グループ・漁業第1グループの11グループから、農業第4グループ・漁業第4グループの44グループまでの16グループに自治体を分ける。こうして分けられた同一グループ内の自治体を競争相手自治体として想定する。

その上で、返礼品競争を、返礼割合(ふるさと納税受入額に占める返礼品等の調達にかかる費用の割合)の競争として捉え、競争相手自治体の平均的な返礼割合が上がれば返礼割合を上げるという戦略的行動が見られるかどうかを分析した。返礼割合は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査」から算出した。分析に用いた推定モデルには、人口・高齢化率(65歳以上人口比率)・1人当たり個人住民税額・農業従事者1人当たり農業生産額・財政力指数・実質公債費比率・災害復旧費割合(歳出総額に占める災害復旧費の割合)などをコントロール変数として加えている。また、ある自治体の返礼割合は他の自治体にとっては競争相手自治体の返礼割合であるため、競争相手自治体の返礼割合という変数は内生的である。そこで、競争相手自治体の人口・実質公債費比率・農業従事者1人当たり農業生産額を操作変数として用いた二段階最小二乗法によ

る分析を行っている。

1,653団体⁹の2018年度から2020年度までのデータを用いて行った結果、同じような返礼品を用意している競争相手自治体の平均返礼割合が上がれば返礼割合を高めるという戦略的な行動が見られた。また、返礼品の調達費用だけではなく、送付費用・広報費用・決済費用・事務費用・その他を合算した間接費についても戦略的な行動が見られた。

返礼品が地域経済に与える影響

ふるさと納税制度の下では、他の政策に関する行動とは異なり、返礼品を基点にした戦略的な行動が見られることが明らかになったわけだが、これをどのように評価すべきだろうか。例えば、返礼品が地域経済活性化に資するという指摘がある。ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」を運営するトラストバンク会長兼ファウンダーの須永珠代氏は、「ふるさと納税は地域が付加価値を高めるものを開発するチャンスにつながる。自治体に「自分たちが稼ぐ」という気持ちが芽生え、意識改革につながった点もよかった」と述べる¹⁰。高知県奈半利町では、元町職員がふるさと納税の返礼品をめぐる受託収賄罪で起訴されたもの、有名タレントがテレビで干物を取り上げた途端、干物を生産する水産加工グループには返礼品としての注文が多く舞い込み、従業員にボーナスまで出るようになったという¹¹。このことからすると、ふるさと納税制度によって、行政的な区分に縛られた横並びの消極的行動ではなく、新しい自治体間競争が生じ、これが地域経済活性化に資すると捉えることもできるかもしれない。ただ、多くの自治体が返礼品で競争する中では多額のふるさと納税を継続的に集めることは難しく、このような地域経済活性化効果が一時的なものに終わる可能性は低くない。返礼品の経済波及効果については学術的な研究が存在しないものの、2018年12月に公表されたふるさと納税・地方創生研究会(学校法人先端教育機構事業構想大学院大学、株式会社さとふる)および一般社団法人

持続可能な地域社会総合研究所による「ふるさと納税に係る地域経済効果分析」によれば、返礼品が地場産品であれば、返礼品額の40～70%が域内雇用者所得として地域に還元されているという。返礼品が地域経済に与える影響については、より中立的かつ詳細な分析が待たれる。■

《注》

- 1 ふるさと納税サイト「ふるなび」おすすめ総合人気ランキング月間より（2023年4月16日参照）。https://furunavi.jp/ranking_total.aspx?period=Monthly
- 2 例えば、同村のふるさと想いや基金条例には、「学校美術館修復事業」・「在宅福祉サービス維持向上事業」「自然エネルギー活用・普及事業」が寄附金の使い道として示されている。
- 3 名古屋市では名古屋城本丸御殿寄附金、大阪市では大阪城の魅力向上といったメニューに多くの寄附が集まっていた。当時、名古屋市は寄附に対する返礼品を用意しておらず、大阪市も記念メダルを寄附者に送付する程度であった。
- 4 日経グローカル「ふるさと納税“拡大”の立役者「地域が付加価値高める機会に」」トラストバンク会長兼ファウンダー須永珠代氏」No.434、2022年4月18日より。
- 5 日経グローカル「どうする、ふるさと納税 高まる不公平感、地方からも持続性に疑問の声」No.434、2022年4月18日より。
- 6 受益と負担の構造についてわかりやすく整理された研究がある（深澤2021）。これによると、課税所得が500万円の「単身の給与所得者」が5万円を寄附したとすると、X県が3,840円、A市が5,760円、国が3万8,400円を負担することになる。B市は5万円の寄附を受け取るが、そのうちの5割は返礼品の購入や送付にかかる費用に充てられることになる。
- 7 収入と家族構成に応じて控除を受けられる上限が変わる。高所得者ほど上限が高いため、逆進性が

指摘されている。

- 8 （深澤2019）はクロスセクションデータ、（末松2020）はパネルデータを用いた分析を行っている。
- 9 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」では、各自治体が「返礼品等の調達にかかる費用」、「返礼品等の送付にかかる費用」、「広報にかかる費用」、「決済にかかる費用」、「事務にかかる費用」、「その他の費用」について回答しているが、「その他の費用」にすべての費用を計上している自治体も存在する。そのような自治体をサンプルから外した。
- 10 日経グローカル「ふるさと納税“拡大”の立役者「地域が付加価値高める機会に」」トラストバンク会長兼ファウンダー須永珠代氏」No.434、2022年4月18日より。
- 11 朝日新聞「返礼品バブル崩壊、町はいま 奈半利町汚職、元職員初公判」2021年7月一日朝刊より。もつとも、元町職員が起訴されると干物を生産する水産加工グループは解散し、真新しい加工施設だけが残ったという。

《参考文献》

- 小川顕正（2022）「ふるさと納税に関する自治体行動の分析」日本地方財政学会第30回大会報告論文
末松智之（2020）「ふるさと納税の返礼率競争の分析」『PRI Discussion Paper Series』No.20A-04、1-25
橋本恭之・鈴木善充（2016）「ふるさと納税の現状と課題」『会計検査研究』54巻、13-38
深澤英司（2019）「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」『レファレンス』818号、53-79
深澤英司（2021）「ふるさと納税の受入れに伴う自治体財政の効率性への影響—「財政錯覚」を背景とした技術的効率性の低下の観点から—」『レファレンス』848号、1-30
別所俊一郎・宮本由紀（2007）「妊婦検診をめぐる自治体間財政競争」『財政研究』第8巻、251-267
山本航・林正義（2016）「地方公務員人件費の決定要因と市町村の相互参照行動：市町村別類似団体区分と財政比較分析表を手がかりに」『公共選択』65号、73-92



ふるさと納税制度による 地方交付税への負荷とその軽減

伊藤 敏安

広島修道大学国際コミュニティ学部教授

はじめに

ふるさと納税の人気は衰えをみせません。受入額は、ワンストップ特例制度(寄附先5団体以内)が導入された2015年度に前年度比4倍あまりの1,653億円に急伸し、2018年度の5,127億円まで右肩上がりで増加しました。返礼品割合規制などが設置された2019年度には4,875億円に減少しましたが、新型コロナ禍に見舞われた2020年度には6,725億円の増加に転じました。2021年度には8,302億円に達しています。これは横浜市の地方税収入(8,389億円)に匹敵する規模です。

ふるさと納税に多くの利点があることは否定できません。一方、さまざまな問題を抱えていることも否定できません。そのなかで深刻さのわりに注目されにくいのは、地方交付税への影響の問題です。ふるさと納税に伴う所得税控除により、地方交付税の原資(所得税収入の33.1%)が毀損されます。また、ふるさと納税に伴う個人住民税控除によって地方

税収入が減少しますが、減収分の75%が地方交付税によって補填されます(普通交付税の交付団体のみ)。これは地方団体間で地方交付税を奪い合うことを意味します。

こうして、ふるさと納税が増えれば増えるほど地方交付税への負荷が強まります。深澤(2019)が指摘するように、ふるさと納税制度は地方交付税を媒介にして、国・地方間の垂直的財政外部性をもたらすと同時に、地方団体間の水平的財政外部性を生んでいることに注意しなくてはなりません。

本稿では、制度の改廃に関する議論に資するため、ふるさと納税に伴う地方交付税への直接・間接の影響を推定したうえで、負荷の軽減に向けた試算をおこないます。

3カ年の地方財政に影響

本稿で主に使用するデータは、総務省「ふるさと納税に関する現況調査」です。これは着地ベースの「受入額の実績等」と発地ベースの「住民控除額の実績等」から構成されます。着地統計は、t年度の4月1日から3月31日における寄附の受入をみたものです。発地統計は、t年の1月1日から12月31日における寄附に基づいて、t+1年度の個人住民税控除額を集計したものです。地方交付税による補填は、個人住民税控除が発生したt+1年度の翌年度に適用されます。所得税控除額は非公表ですが、t年の1月1日から12月31日の寄附を対象

いとう としやす

1955年生まれ。同志社大学文学部卒業、関西学院大学社会学研究科修士課程修了。広島大学博士(経済学)。地方財政、公共政策。地方シンクタンク勤務を経て、2002年から広島大学地域経済システム研究センター教授、2003年から2018年まで同センター長、2018年から現職。

主著として『地方分権の失敗 道州制の不都合』『2000年代の市町村財政』など。

にt年度の確定申告で処理されます。

このように、ふるさと納税にかかる寄附・受入、個人住民税控除、地方交付税補填は、t年度からt+2年度にまたがっています。これらを厳密に区分するのはたいへんで、本稿では、これらがすべてt年度に実施されたとみなすことになります。

無視しえない規模

ふるさと納税に伴う個人住民税控除額は公表されていますが、財務省・国税庁の管轄だからでしょうか、所得税控除額は公表されていません。

橋本・鈴木(2016)は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査」と国税庁「税務統計からみた申告所得税の実態」に基づいて、ふるさと納税に伴う所得税の減収額を推定しています。これによると2013年度には合計で49億円、寄附額の34.6%と見込まれています。

橋本(2019)は、ふるさと納税寄附額から「地方税負担」と「寄附者負担」を引いて「国税負担」の額を推定しています。その額は2017年度に715億円、寄附額の28.2%とみられます。これに地方交付税による補填を考慮すると、地方の実質的負担は483億円に減少する一方、国の実質的負担は2,012億円に増えるとしています。

林(2019)は、ふるさと納税寄附額から個人住民控除額と利用者負担額（適用下限額2,000円×利用者数）を差し引いて所得税控除額を推定しています。これは橋本(2019)の方法と同じです。これによると、所得税控除額は2017年度に975億円とされます。

このような先行研究があるにもかかわらず、ふるさと納税による地方交付税への影響の問題について、それほど関心が高いようにみえません。その理由として、規模が限定的であることが考えられます。

実際、橋本(2019)によれば、2017年度におけるふるさと納税の利用者は納税義務者の5.1%、地方交付税による補填額は地方交付税総額の0.9%であり、ふるさと納税による地方財政への影響はマクロ的には「それほど大きくない」とされます。

また、深澤(2019)によると、所得税への影響額は数十億円程度であり、国は「これまでのところ特に問題視していないようである」とされます。

とはいものの、これらは受入額がせいぜい4,000億円のころの数値です。その後、2021年度の受入額は8,302億円に増加し、利用者数は741万人、納税義務者の12.5%、8人に1人の割合まで拡大しています。もはや等閑視しえない規模といえるのではないかでしょうか。

控除の規模

ふるさと納税に伴う個人住民税控除額は、2017年度に2000億円台、2018～2019年度に3,000億円台、2020年度に4,433億円、そして2021年度には5,672億円になりました。これは寄附額の73.8%を占め、名古屋市の地方税収（5,835億円）に迫る規模です。

2021年度の個人住民税控除額の内訳は、都道府県分1,955億円（34.5%）、市町村分3,717億円（65.5%）です。個人住民税所得割の税率は都道府県・市町村の合計で10%と定められています。都道府県と市町村の配分は、一般市町村と東京特別区については4%対6%、指定都市については2%対8%です。ふるさと納税に伴う個人住民税控除額の割合が34.5%対65.5%であるということは、指定都市における寄附が相対的に多いことを示唆しています。実際、控除額の上位には、横浜市231億円、名古屋市143億円、大阪市124億円、川崎市103億円という指定都市が並んでいます。5位によくやく世田谷区84億円が出てきます。

所得税控除額については、林（2019）と同様、「寄附額 - （適用下限額2,000円×利用者数） - 個人住民税控除額」により計算しました。

これによると、所得税控除額は2017年度に1,000億円を超えたあと、2018～2019年度に1,300億円台、2020年度に1,562億円、2021年度には1,861億円と推定されます。これは北九州市の地方税収（1,749億円）を上回る規模です。

興味深いのは、寄附額に対する所得税控除額の

割合です。ふるさと納税制度が誕生した2008年度から2012年度まで60%を超えていました。当初は確定申告をした利用者が多かったとみられます。ところが2013年度に57.1%、2014年度に45.7%に低下し、2015年度には31.7%に急減しました。2017年度以降は20%台です。

所得税控除額の割合の低下には、ワンストップ特例制度が影響していることは間違いないありません。特例制度を利用すれば、たしかに所得税への影響はなくなります。その半面、地方団体間で地方交付税を直接的に痛めつけることになります。その影響額は、所得税の減収による間接的影響より大きくなることに注意が必要です。

地方交付税への負荷

ふるさと納税に伴う個人住民税の減収に対して地方交付税で補填されますが、その額は公表されていません。本稿では、橋本(2019)と同様、個人住民税控除額の75%を補填額とし、普通交付税の不交付団体についてはゼロとして計算しました。

その結果、市町村への補填額は2017年度まで1,000億円未満でしたが、2018～2019年度に1,100億円台、2020年度に1,511億円、2021年度には2,095億円と見込まれます。補填額は控除額に比例していますので、横浜市173億円、名古屋市107億円、大阪市93億円などの指定都市が上位にあがっています。川崎市は2020年度まで不交付団体でしたが、2021年度には交付団体に転じ、補填額は77億円と推定されます。

都道府県については控除額の合計は1,955億円ですので、不交付団体である東京都を除くと、推定補填額は1,038億円とみられます。

以上から、ふるさと納税に伴う地方交付税への負荷は次のようにになります。

- 所得税控除による地方交付税原資の減少額（控除額の33.1%） 616億円
- 個人市町村民税控除に対する地方交付税補填額 2,095億円

- 個人道府県民税控除に対する地方交付税補填額 1,038億円

これらの合計は3,749億円です。19.5兆円という地方交付税総額に比べれば1.9%にすぎません。依然として無視しうる規模のようにみえます。けれども地方交付税の原資は、所得税や法人税の一一定割合とすることが法律で定められています。補填が必要になったからといって別枠で措置されるわけではありません。それだけ地方交付税の本来の目的を侵食しているのです。負荷額の合計3,749億円というのは、交付額が最大である札幌市の普通交付税（1,267億円）のほぼ3倍に当たることに思いを至らせれば、無下に扱うわけにはいかないと思います。

制度の改善に向けた試算

伊藤(2022b)によれば、ふるさと納税は大まかには、より規模の大きい団体からより中小規模の団体へ、課税対象所得のより多い団体からより少ない団体へ向けられています。その結果、ふるさと納税の受入超過団体と寄附超過団体とはかなり明瞭に色分けされます。

市町村について「ふるさと納税受入額－個人住民税控除額+地方交付税補填額」により、ふるさと納税にかかる「収支」を計算してみました（2021年度）。

すると、人口1人当たり受入額が500円未満の182団体（平均人口22万9,840人）では合計899億円のマイナス、つまり寄附超過になります。これに対し、受入額が5万円以上の186団体（同16,150人）では合計3,519億円のプラス、つまり受入超過になります。紋別市153億円、根室市146億円、都城市146億円、北海道白糠町125億円、泉佐野市113億円、宮崎県都農町109億円では、それぞれ100億円を超える受入超過です。他方、世田谷区83億円、港区61億円、横浜市54億円では、それぞれ50億円を超える寄附超過になっています。

寄附超過団体にとって、ふるさと納税制度は悩ま

しい問題です。住民の寄附に伴う地方税の減収に対して、地方交付税で補填されるのであればともかく、東京特別区などでは補填がありません。補填があつても減収分の75%であり、予定していた地方税収の全額が確保されるわけではありません。

そのため指定都市市長会や特別区長会は、毎年度恒例のように、制度の改善に関する要望を提示しています。その一つに「ふるさと納税受入額を基準財政収入額に算入してほしい」というものがあります。現行制度では、減収に対する地方交付税補填がある半面、受入額はいくら多額でも基準財政収入額に算入されません。ふるさと納税の獲得に熱心な交付団体にとっては、いわば「もらい得」です。「これをどうにかしてほしい」という寄附超過団体の要望は切実だと想像されます。

そこで、以下の試算してみました。ここでは基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものを「普通交付税相当額」としています。基準財政需要額より基準財政収入額が多ければ相当額はゼロです。「基準財政収入額+受入額の50%」を補正後の基準財政収入額とします。これは総費用割合を受入額の50%以下とする総務省の基準をふまえたものです。いわば必要経費を差し引いた額を基準財政収入額に加算すればどうなるか——という条件のもとでの試算です。

改善効果

2021年度に関する試算によると、1,741市町村全体では普通交付税相当額は現状の8兆3,017億円から補正後は7兆9,248億円へ3,769億円縮小します。都道府県の受入額は合計で114億円ですので、その50%を基準財政収入額に算入しても大きな変化はありません。不交付団体の東京都を除く46道府県合計では、普通交付税相当額は現状の10兆368億円から補正後は10兆312億円へ56億円減少する程度です。

市町村の場合、現状の不交付団体は51団体

(東京特別区を含まない)ですが、補正後の基準財政収入額が基準財政需要額を上回る計算上の不交付団体は69団体に増加することが見込まれます。

現状の負荷額3,749億円のうち地方交付税補填額3,133億円（市町村・道府県の合計）というのは、地方交付税の本来の目的を直接的に損なう、いわば余計な支出です。これに対し、節減額3,825億円（市町村分3,769億円、道府県分56億円）というのは、厳しい財政状況に置かれている普通交付税そのものをそれだけ軽減してくれます。

おわりに

現行のふるさと納税制度は、地方団体に対する既存の寄附税制と整合的な仕組みにする必要があると思います。それがすぐには難しいのであれば、本稿の試算のような考え方は検討に値するのではないかでしょうか。地方交付税の原資が伸び悩む一方、財政需要が増大するなかで、地方団体がふるさと納税の獲得に打ち興じたまま、地方交付税への負荷を増大させている状況は望ましいことではありません。傷口が広がるまえに早急の見直しが必要と考えます。■

《文献》

- 伊藤敏安（2022a）、「ふるさと納税は地方交付税をどれほど毀損しているか？」、『修道法学』、第44巻第2号、31-51頁。
伊藤敏安（2022b）、「ふるさと納税の利用に熱心なのはどんな市町村か？」、『修道法学』、第45巻第1号、1-25頁。
伊藤敏安（2023）、「ふるさと納税制度による地方交付税への影響」、『税』、第78巻第2号、2-3頁。
橋本恭之（2019）、「ふるさと納税制度と国・地方の財政」、『関西大学経済論集』、第69巻第1号、1-23頁。
橋本恭之、鈴木善充（2016）、「ふるさと納税制度の現状と課題」、『会計検査研究』、第54号、13-38頁。
林浩毅（2019）、「ふるさと納税による地方財政への影響について」、2019年度大阪府市町村課財政グループ研修生卒業研修報告書、1-32頁。
深澤映司（2019）、「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」、『レファレンス』、通巻第818号、53-79頁。

企業版ふるさと納税の特色^{*}

鈴木 善充

近畿大学教授

2008年から開始されたふるさと納税制度は、地方税（個人住民税）と国税（所得税）における寄附金税制特例措置である。特例措置の目的は個人の自治体への寄附を税制によって優遇することである。このような優遇措置が認められるのは、税収が減少したとしても、それ以上に寄附が増加し、公益を増進する活動に支出されることが期待されるからである。

近年、ふるさと納税制度（以下、個人版ふるさと納税制度とする。）は、一部の自治体が返礼品割合を高めるなど過度な返礼品競争を招き、「お世話になった自治体や応援したい自治体への寄附を優遇する」という制度の趣旨が歪められているという批判にさらされてきた。そこで、2019年度税制改正に伴い、2019年6月より個人版ふるさと納税制度は、新制度へ移行することになった¹。しかし現在においても「2,000円でお得な返礼品がもらえる」という制度設計は維持されている。（橋本・鈴木 2017）は個人版ふるさと納税制度の改革案として優遇措置の段階的な縮小を提案している。

すずき よしみつ

関西大学大学院経済学研究科博士課程後期修了。博士（経済学）。専門は財政学。財団法人関西社会経済研究所（現、一般財団法人アジア太平洋研究所）研究员、大阪大学医学系研究科特任助教、近畿大学世界経済研究所講師、近畿大学短期大学部准教授を経て、2022年より現職。著書（いずれも共著）に『租税政策論』（清文社、2012年）、『地方財政改革の検証』（清文社、2017年）など。

2016年から個人のみならず企業に対しても自治体への寄附を税制によって優遇する制度として企業版ふるさと納税制度が開始された。企業版ふるさと納税制度の正式名称は「地方創生応援税制」であり、その名の通り、内閣官房・内閣府が所管して推し進める地方創生政策の一環である。政府与党は「平成28年（2016年）度税制改革大綱（抄）」において、企業版ふるさと納税制度の目的として、「地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めしていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民を挙げて当該事業を推進することができるよう、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を創設する。」としている²。企業版ふるさと納税制度は、2019年度までの措置とされた。これは地方創生の基本方針における国と地方の長期ビジョンが2015年度から2019年度に設定されていることによっていた。これが第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とともに企業版ふるさと納税制度は制度改革により2024年度まで延長されることになった。

本稿では、企業版ふるさと納税の特色と制度の目的である地方創生の観点からの意義や課題について述べる。

企業版ふるさと納税の特色

企業版ふるさと納税の適用への流れは以下のようになっている。まず自治体は地方総合戦略を策

図1 企業版ふるさと納税の税額控除の2020年度改正の概要

(改正前)	損金算入(約3割) 国税+地方税	(2割) 法人住民税+法人税	(1割) 法人事業税	(4割) 企業負担
(改正後)	損金算入(約3割) 国税+地方税	(4割) 法人住民税+法人税	(2割) 法人事業税	(1割) 企業負担

出所：内閣府『企業版ふるさと納税の拡充・延長』より作成。

定し、それに基づいて地域再生計画を作成する。次に自治体は内閣府から地域再生計画の認定を受ける必要がある。認定を受けた地域再生計画に対して企業は寄附をおこなうことができる。この寄附を優遇する制度が企業版ふるさと納税制度となる。地方交付税不交付団体である東京都と不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外となっている。また企業の本社が所在地となっている地方公共団体も対象外となっている。寄附を行う企業は、寄附先の自治体から経済的な見返りを受けてはならないとされている。

このように企業版ふるさと納税は、自治体が作成した具体的な計画に対する寄附を優遇するものであるが、寄附先からの経済的な見返りを禁止しているところが個人版ふるさと納税とは異なる点である。個人版ふるさと納税は寄附の使い道についての情報公開度が自治体によって異なっている点と過度な返礼品という経済的な見返りの存在が指摘されてきた³。企業版ふるさと納税は個人版ふるさと納税の問題点の一部を解決させているものといえる。

制度設計と2020年度改正について

企業の自治体に対する寄附の全額が損金算入される制度は企業版ふるさと納税制度が開始される以前から存在していた。この制度設計によると、法人税実効税率である約3割の税負担が軽減されることになる。企業版ふるさと納税制度を開始す

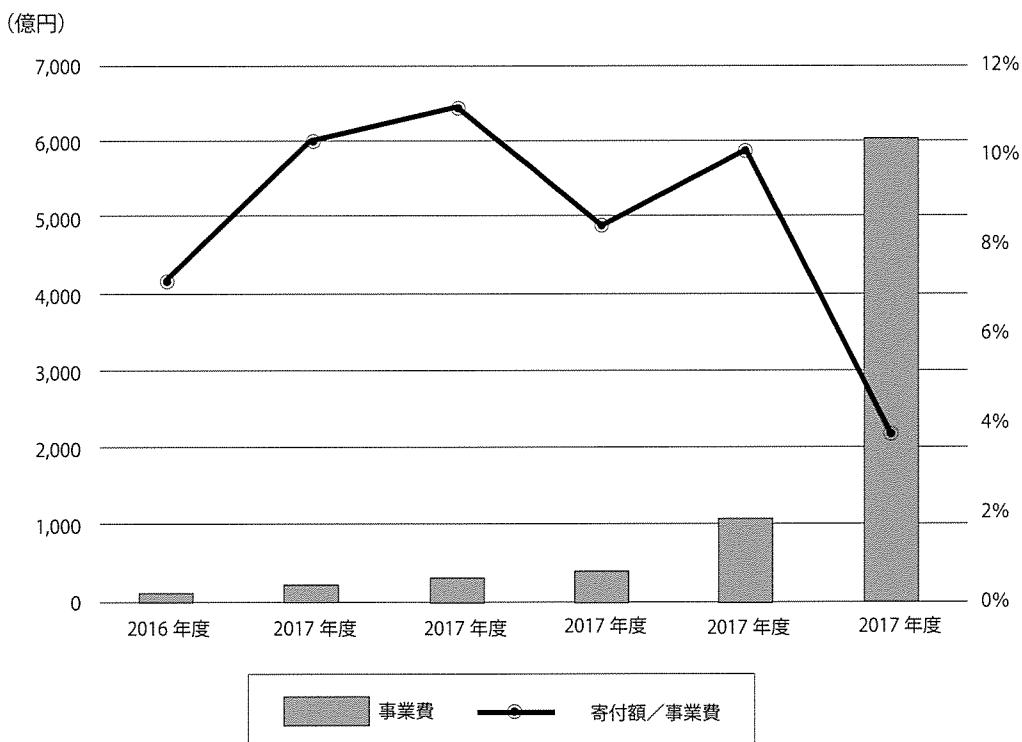
るにあたっては、これまでの軽減部分にどれだけ追加させるかが当時の検討課題となっていた。そこで与党(自由民主党・公明党)は税制改正大綱において「現行の損金算入措置に加えて、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約6割の負担を軽減する。」とした⁴。企業版ふるさと納税制度の開始によって追加された部分は、寄附額に対する控除額の割合は約3割となつた⁵。

法人税制における応益性の観点から税の流出の規模が大きくなないように控除額には、上限が設定されている。税の流出による減収分は地方交付税の基準財政収入額に反映されることになっている。したがって交付団体は国から減収分を補填されることになる⁶。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とともに企業版ふるさと納税制度は制度改正により、2024年度まで延長されることになった。制度の5年間の延長に際して、税額控除の割合が6割から9割へ拡充されることになった(図1参照)。

2020年度改正は制度の拡充と延長だけではなく、自治体が作成する地域再生計画の記載と手続きの簡素化もなされている。改正前では自治体が個別の事業毎に地域再生計画を作成し、国が認定することになっていたものが、改正後では個別の事業が大きくまとめられた包括的な地域再生計画として国が認定することになった。改正前では自治体が事業認定を受けてからでないと、寄附を希望できず、また自治体は事業が完了してから寄附を受

図2 事業費と事業費対寄附額の推移



出所：内閣官房・内閣府『地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績について（各年度版）』より作成。

け入れて支出することが可能となっていた。これが改正後では、事業認定を受けた段階で事業が着手される前から企業は寄附をすることができるようになった。

総務省は2020年10月13日に全国の自治体に対して「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」の創設を通知した。税制面での優遇は図1で表したものとなる。人材派遣型は企業が自社の社員を自治体に派遣した場合に、人件費などの経費が税制面で優遇する制度となっている。企業はこの制度を利用することによって自治体に対して人件費を含めた寄附をすることができる。企業側のメリットとしては、社員の人材育成と専門知識を有する社員をもつてする地域貢献があげられる。自治体側のメリットとしては、実質的な負担をすることなく専門知識を有する人材を受け入れることが可能になり、地方創生プロジェクトを実行できることがあげられる。

企業版ふるさと納税の意義と課題

企業版ふるさと納税制度は2016年度から開始された。2016年度は7億4,700万円（寄附件数：747件）だったものが、2019年度では33億8,000万円（同：1,327件）、2020年度では110億円（同：2,249件）、2021年度では225億7,000万円（同：4,922件）にまで金額と件数が伸びている。2020年度から2021年度にかけて寄附金額が急増しているのは、制度改正による税額控除額の拡充と手続きの簡素化によるものだ。

企業がふるさと納税を活用する誘因としては、SDGsへの取り組みがあげられる。企業としては、SDGsへの取り組みを行うことでCSR活動を通じたステークホルダーとの関係性を向上させる期待がある。SDGsは2015年9月に国連で採択された国際目標（2030アジェンダ）であり、17の目標と169のターゲットを有している⁷。企業にとっては、ふるさと納税を通じて目標達成に寄与することがで

表1 寄附額の分布の推移(単位:万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平均値	515	709	903	837	1,966	2,257
中央値	130	150	160	160	500	500
四分位値	500	513	500	423	1,200	1,230
最小値	10	10	10	10	10	10
最大値	6,800	20,379	40,067	33,528	100,830	174,407

出所：内閣官房・内閣府『地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附実績について（各年度版）』より作成。

きると考えられる。

地方創生を表現する言葉は「まち・ひと・しごと」である。政府は2014年に2015年度から5年間の目標をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略とする。）」を閣議決定した。総合戦略は「2020年改訂版」が閣議決定された。総合戦略は第1期の成果を検証した第2期となり、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮されている。制度の延長と拡充の目的として、「地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点」とされている⁸。改訂版においての取り組みの中に企業版ふるさと納税（人材派遣型）が含まれている⁹。

内閣官房・内閣府は「令和4年度 企業版ふるさと納税に係る大臣表彰（企業部門）」として、第一生命保険株式会社、野村アセットマネジメント株式会社、リコージャパン株式会社を表彰している。第一生命経済研究所はレポート（稻垣 2022）において「重要なのは、行政や地域の多様な人びと共に動き、自社のノウハウを活かしつつ地域のニーズに応える事業を生み出すことのできる人材（そうした力を身に付けたい人材）が求められているという点だ。」と指摘している¹⁰。

図2は企業型ふるさと納税の事業費と寄附額対事業費の推移を表したものである。前述したように企業型ふるさと納税は開始当初から着実に増加し、2020年改正によって急増している。2020年改正による手続きの簡素化は自治体に多くの事業を立ち上げさせることになった。これによって事業

費は寄附額より急増している。寄附額対事業費でみると、開始年度である2016年度では7%であったものが、2018年度では11%に達しているが、改正後の2021年度では4%にまで減少している。これは手続きの簡素化によって事業プログラムが急増してしまい、全く寄附を集めることができない事業プログラムが増加していることによるものだ。

一方で寄附の実績は着実に伸びているものといえる。表1は2016年から2021年度にかけての寄附額の分布をまとめたものである。平均値は2016年度が515万円であったものが、毎年にかけて増加し、2021年度では2,257万円となっている。この期間中に中央値は2016年度が130万円から2019年度に160万円までの増加であったものが、2020年度では500万円にまで急増している。2021年度においても中央値は500万円となっている。

散らばり具合を表す四分位値（75%範囲）は2016年度では500万円であり、2019年度の423万円まで増減となるが、2020年度では1,200万円、2021年度では1,230万円にまで増加している。最大値にいたっては2016年度では6,800万円であったものが、2021年度では17億4,407万円にまで達している。これらのことから企業版ふるさと納税の金額の分布が広がっていることがわかる。

企業型ふるさと納税は2020年改正によって多くの自治体が地方創生に関わる事業プログラムを策定することにつながった。しかし寄附額対事業費

では、低い値に留まっている。企業にとっては事業プログラムが多すぎてどれに寄附をすればよいのか迷っているのが現状ではないか。2020年改正によって手続きの簡素化がなされ、自治体は具体的な事業を決める前から寄附を募集できるようになった。このことによって住民が必要としないレベルの防災・災害対策事業が策定され多額の寄附を集めましたが、事業が直前に取りやめになる事例が発生している¹¹。手続きの簡素化によって寄附が何に使われるのかについて不透明になっているおそれがある。

企業版ふるさと納税は2020年改正によって新しい制度となり、自治体と企業にとってより相互利益が得やすい制度設計となった。企業版ふるさと納税は今後の多くの成功事例を重ねることによって地方創生に大きく貢献することを期待したい。■

《注》

- ※ 本稿は（鈴木 2021）を加除したものである。
- 1 具体的な制度設計としては、寄附の募集を適正におこなっている、返礼品の割合を3割以下にする、返礼品を地場産品にするという基準を守らない自治体には税制上の優遇措置を適用しないということになった。
- 2 「平成28年度税制改革大綱（抄）」より引用。
- 3 （橋本・鈴木 2017）を参照。

- 4 自由民主党・公明党（2015）より引用。
- 5 寄附額の1割までという限度額が設定されている。
- 6 上限は、法人住民税と法人事業税において20%とされ、法人税は5%が設定されているが、2019年9月に廃止されていた地方法人特別税を除くと、法人事業税の上限部分は15%となっている。
- 7 SDGsは17の目標と169のターゲットを有している。17の目標の中において「8.働きがいも経済成長も」、「10.人や国の不平等をなくそう」、「11.住み続けられるまちづくりを」がある。
- 8 内閣官房・内閣府「令和2年度税制改正 企業版ふるさと納税の拡充・延長」より引用。
- 9 内閣官房『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2020改訂版）について～感染症の影響を踏まえた今後の地方創生～』を参照。
- 10 稲垣（2022）p.10から引用。
- 11 福島県国見町の事例であり、河北新報（2023年2月3日（朝刊））による。

《参考文献》

- 稻垣円（2022）「企業の力を地方創生に生かすということ」『第一生命経済研レポート』（2022年9月1日）
- 河北新報（2023）「人口8000人 福島・国見町／高規格救急車 12台所有へ／匿名寄付活用／需要調査せず／救急車で町名「売り込み」？」（2023年2月3日（朝刊））
- 自由民主党・公明党（2015）「平成28年度税制改正大綱（抄）」（2015年12月16日）
- 鈴木善充（2021）「企業版ふるさと納税についての検討」『短大論集（近畿大学）』第54巻第1号,pp.19-31.
- 橋本恭之・鈴木善充（2017）「ふるさと納税の是非（下）返礼品の経費みずから公表を」「経済教室」日本経済新聞（2017年4月6日朝刊）

